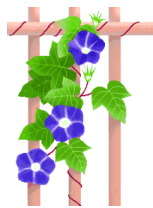


三原市議会議員

まさとき

とくしげ政時



活動報告

平成27年6月議会報告号(第4号)



暑くなりましたが、皆さまにはお変わりございませんでしょうか。早いもので皆さまから議会に議席をお預かりして3年目。今年度からは総務財務委員会に所属することとなりました。1年目の建設都市委員会、2年目の厚生文教委員会での経験を活かし、初心を忘れず邁進いたします。そのためにも、一人でも多くの方の声にお応えしたいと思いますので、私の議員活動のエネルギーともなります皆さまの声をお気軽にお寄せください。

・とくしげ政時 後援会 〒723-0064 三原市西宮一丁目15番7号 電話番号：0848-62-5804 (ファックス兼)

平成27年6月議会では、2項目について一般質問を行いましたので、その概要をご報告します。

一般質問

今議会の一般質問では、

- 1 農業振興に必要なこととしての有害鳥獣対策
- 2 指定管理者制度や民間委託制度の推進

1 農業振興に必要なこととしての有害鳥獣対策

【本市の状況】

昨年7月に実施されたアンケート調査を基に、本年3月、平成31年度末までに実施する「三原市農業振興ビジョン後期実施計画」が作成されました。その結果によりますと、図1に示しましたように、2847件の回答者のうち、実に7割に迫る方が「有害鳥獣対策が農業振興の課題である」と回答されました。また、図2、3によると、有害鳥獣による被害額、猟友会の方々による有害鳥獣の捕獲数の推移は上昇傾向にあります。また、図4が防護柵設置数および設置補助金の推移です。ご覧のように、行政・猟友会・農家の方々の懸命の努力にもかかわらず、対策が追い付いていないのが現状です。これらを踏まえ、以下を質問いたしました。

- (1) 昨年度から、佐木島の3地区をモデル農園第1号に選定し、集落ぐるみで有害鳥獣対策に取り組んでいる。一定の成果が得られたことから、今年度からは大和町で同様の取り組みを始めることになった。佐木島での対策方法と捕獲実績は。ま

た、新たに取り組みを始めるのは、大和町のどの地区か。

加藤伸哉 農業振興担当参事

取り組み開始後1年なので、まだ数値的な成果は調べきれっていないが、集落ぐるみで鳥獣被害対策へ取り組む必要性、餌付けとまらない果樹園の選定方法、効果のある防護柵の設置方法等、意識改革と技術の習得ができ、被害の軽減を実感されている。また住民自らが佐木島のイノシシ被害対策必読本を作成された。住民の皆様の被害対策の実践は継続中。昨年度が果樹地帯での取り組みであったため、今年度は水稻地域で最も農作物被

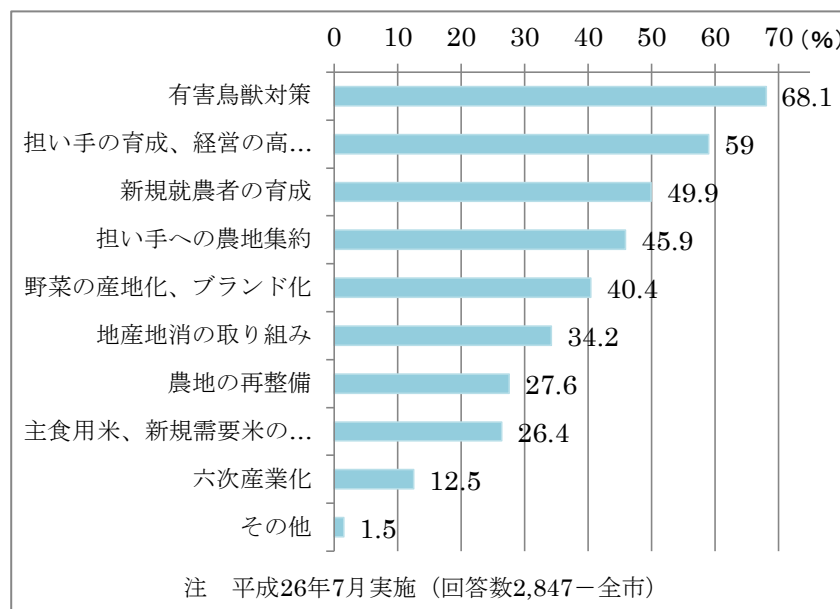


図1 アンケート調査 農業振興に必要なこと

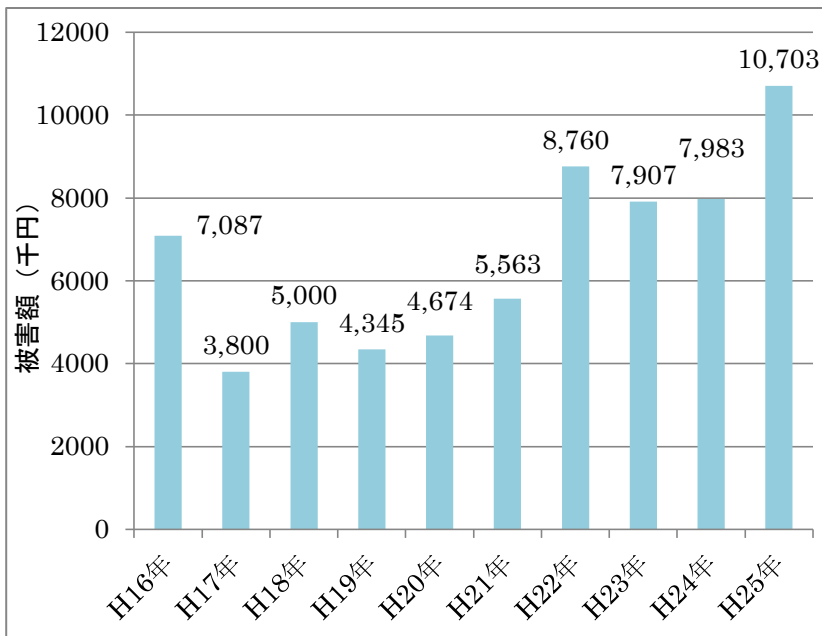


図2 有害鳥獣による農作物被害額の推移(資料:三原市)

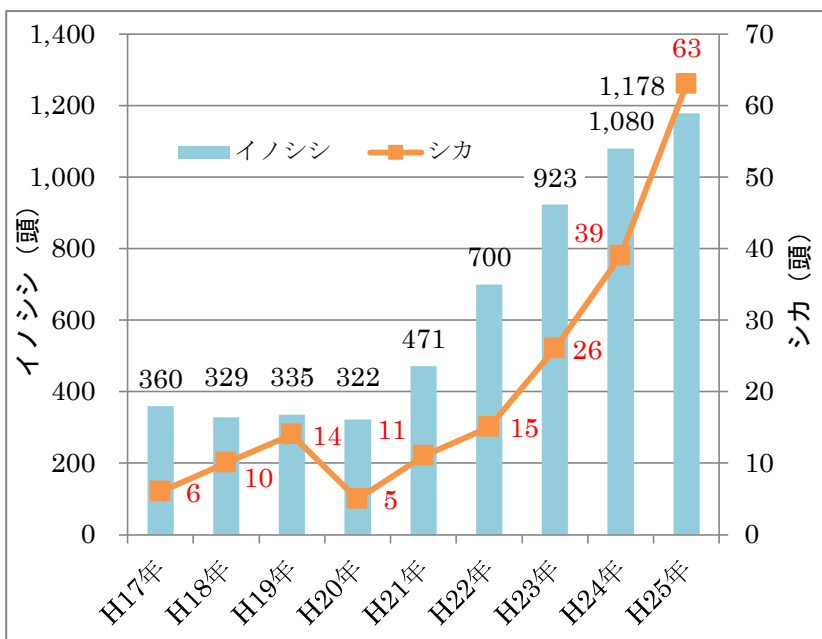


図3 イノシシ、シカの捕獲数の推移(資料:三原市)

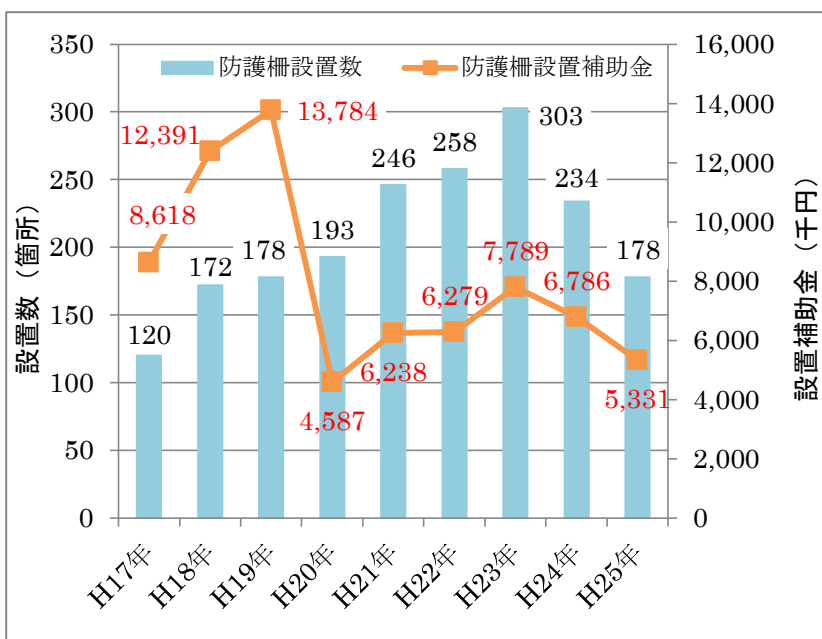


図4 防護柵設置数及び防護柵設置補助金

(2) 合併後の統計によると、同期間の有害鳥獣による農作物被害の総額は約6千万円だが、有害鳥獣による被害が営農意欲の減退、耕作放棄地の増加にも影響していることを考えると、被害額に表れている以上の深刻な被害が生じていると考える。この間、猟友会捕獲班の方々による駆除活動でイ

害の多い大和町に設定することにした。今月4日、大和文化センターで研修会を開催し、対策に取り組む集落を募集。最も意欲のある**椋梨地区**で実施することとした。環境改善や効果的な柵の設置方法等の被害対策を実施し、佐木島に続く成功事例をめざし、同様の取り組みを行っていく。

ノシシ約5700頭、シカ約200頭が捕獲された。また、約1900カ所に約7200万円の補助金が使われてきた。だが、被害額は未だに増加の一途である。捕獲数と被害額の関係から、これまでの駆除活動と防護柵設置が、有害鳥獣の個体数の増加に追い付いていないと推測できる。三原市農業振興ビジョン後期実施計画の最終年度である平成31年度末を緊急対策期間に設定し、有害鳥獣の個体数を、自然と調和のとれた数まで一気に調整し、その後は個体数の維持に努める対策を取ることに人が労力や費用対効果の面から見ても妥当と思うが、この対策が可能か否か。また、

今月27日に市内西宮・西野地区を重点地域として、イノシシの一斉捕獲が計画されているが、猟友会捕獲班の人数と対象範囲は。

▼ **加藤伸哉 農業振興担当 参事**

捕獲頭数は増えるものの被害額も右肩上がりの状態で効果が表れていない状況だったため、集落ぐるみで、餌場となっている場所をなくすため、熟した柿等の木の実を放置しない、山際の見通しを良くすること等で集落の餌場化を防ぎ有害鳥獣が出没しにくくなる環境にする、効果的な柵の設置と管理を行う侵入防止、農業者自らも参加する捕獲の取り組み、個体数の適切な管理が被害の

軽減につながると考えている。なお、今月 27 日の一斉捕獲の猟友会捕獲班の対象人数は 50 人。一斉捕獲は、昨年度並みの年 4 回を予定。

(3) 有害鳥獣対策を 2 点提案する。1 点目は、竹林を中心とした山林の伐採と枯殺である。近年、人里に有害鳥獣が現れて農作物への被害を与えるようになった原因の一つに、耕作放棄地や竹林の拡大により、人間と有害鳥獣等の生活域の境界が不明瞭になったことが挙げられている。耕作放棄地や竹林が有害鳥獣等の栄養源、耕作地周辺への引き寄せになっている可能性が高いとされている。周辺自治体や県とも連携し、竹林を中心とした山林の伐採や枯殺、人里から離れた竹林の伐採後にはドングリ等の植林に取り組みむべきと考える。2 点目は、捕獲された鳥獣のジビエとしての商品化である。食肉等に加工し、自然の恵みとして有効利用してこそ、鳥獣との共存共生ができていと言え。商品化にあたっては、捕獲後のため刺し、放血による軀体の保全、食肉加工体制の整備、E 型肝炎ウイルス対策等の食品衛生上の高いハードルがあるが、地域ブランドに育て上げることができれば、地域が自立して有害鳥獣等の個体数を調整でき、捕獲意欲も高まり、地域の活性化にもつながると考える。島根県三郷町等の先行事例等を参考に、行政もサポートをしては。

▼ **加藤伸哉 農業振興担当参事**

イノシシの隠れ家や棲み家となる山際の下草管理や竹林の伐採は、集落内に有害鳥獣が出没しにくい環境作りとして有効と考える。有害鳥獣の餌となる広葉樹を植え付けることも、山林に鳥獣

をとどまらせる有効な手段と考える。ジビエとしての商品化の課題は、運搬費がかさむこと、食品衛生法に基づく食肉加工処理を行う必要があることから、商品化すると販売価格が高くなり、採算ベースに合わない点等が挙げられる。だが、資源の有効活用と地域の活性化にもつながる可能性を考え、猟友会等の関係機関と連携し、先行事例を参考にして今後調査研究して行く。



2 **指定管理者制度や民間委託制度の推進**

(1) 先日発表された三原市行財政改革実施計画によると、平成 31 年度末までに、新たに 6 施設で指定管理者制度が導入されることになっているが、現時点での導入予定施設は。

▼ **窪田弘武 経営企画担当部長**

今年度は、広島市等、県内 7 都市で導入事例のある市営住宅に指定管理者制度の導入を検討している。他の施設は現時点では特定していない。

(2) 既に指定管理者制度を導入済みの 15 施設のうち、医療社会福祉法人やケーブルネットワークなどの特殊な施設を除いたものについては、市民の皆さまの間に、非公募での指定が多い、非公募での指定は不透明等の声がある。これらの声を重く受け止め、指定管理者の指定方法を可能な限り公募する方向へとご検討いただきたい。

▼ **窪田弘武 経営企画担当部長**

- ① 非公募とした理由は、以下の 3 点です。
- ① 施設の性格、設置目的、政策的な見地、業務の特殊性や専門性、地域活動の活性化等の観点から、従前の管理者を指定することが望ましい場合。
- ② 施設の設置目的、利用状況、管理の実績等を踏

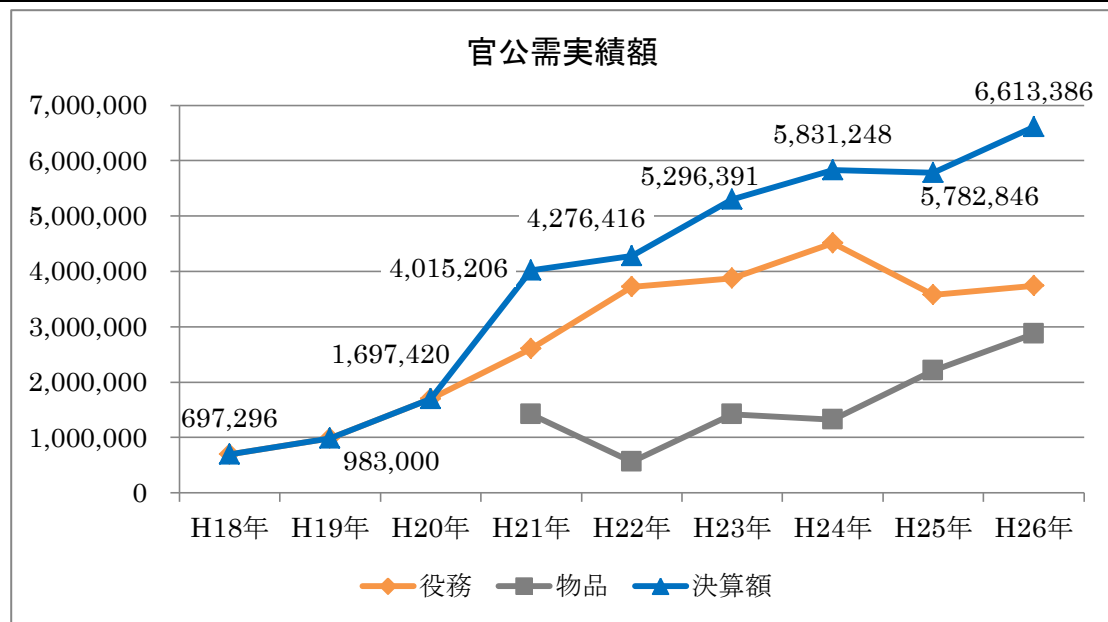


図 5 三原市の障害者就労施設などからの調達実績

③ まえ、公募によることが困難と認められる施設等で、従来の受託者を選定する場合。
 ③ 設立時から市と連携し準備に関わった運営会社を指定管理者とした場合(道の駅みはら神明の里)。

(3) 民間委託制度について、特に地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約について質問する。障害者自立支援施設との間で草刈りや清掃業務の随意契約が見られるが、障害者の自立を支援するため、障害者に優しい三原とするため、それらの施設ともっと契約を増やすべきではないか。

▼ 窪田弘武 経営企画担当部長

本市では、平成 18 年度から三原市障害者就労促進会議を設置し、障害者の自立支援を目的に官公需の拡充に取り組んでいる。今後も障害者自立支援の観点から、発注の拡大に取り組んで行く。

(4) 平成 26 年度の実績を見ると同規定に基づく随意契約は 164 件、総額は約 1 億 6310 万円だが、このうちシルバー人材センターに 115 件、契約金額の 90%にあたる 1 億 4750 万円が割り当てられている。民業圧迫、若年層の雇用環境に悪影響との声があるが、分かりやすい説明を。

▼ 窪田弘武 経営企画担当部長

過度の負担にならない業務を選定したうえで契約しているものが多数に渡っている。業務内容と経済性の観点から、確実な事業運営を進めるために相応しい発注先の選定を今後も検討する。

(5) この規定による随意契約に関し、以下の 3 点を提言するので御所見を。

① 同規定の趣旨を尊重し、障害者自立支援施設で働いておられる障害者の自立支援や、働くことに生甲斐を感じて充実した日を過ごせる環境を整備するため、草刈りや清掃などの契約も、可能な限り障害者自立支援施設に振りかえる

② 各課が結んでいる公共施設の管理や清掃の業務などの契約も、少子高齢化対策の一環として現役世代の雇用の場を確保するため、地域の団体や民間業者などが、指定管理制度や一般競争入札で参入できるようにする

③ 港湾課との間で結ばれている契約のうち、三原港と佐木島・小佐木島を結ぶ航路の三原港以外のは地域の団体に、三原港や須波港などのものは、それぞれの港を利用されている航路事業者に委託する

▼ 末久昭人 財務部長

草刈り業務には危険な作業を伴うものもあるため慎重に検討し、今後も障害者自立支援につながるよう取り組みを継続する。また、平成 25 年半ばから随意契約から競争入札に移行する見直しを行ってきたが、三原港や須波港の航路事業者への委託は、実現の可能性を検討する。

※ 委員会報告は次号

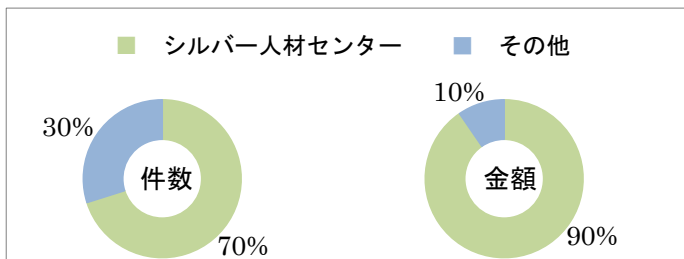


図 6 随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号)

編集後記

前議会から今議会までの間の一時期、日本年金機構からの情報流出が、新聞やテレビの報道で話題となりました。本市でも、5 月末に不正アクセス容疑で三原市下水道整備課主査が逮捕されました。同主査の犯罪は、市が管理している膨大なデータのうち、同主査に権限がないものを閲覧したこと、また、その情報を自宅に持ち帰っていたことです。現在の情報管理システムを導入以降、パスワード(暗証番号)を一度も変更していなかったことが今回の犯罪を誘発したことを考えますと、市民の皆さまの個人情報を守ることを預かる情報管理体制として言語道断です。市議会の不祥事の次は市職員の不祥事。三原市の名誉挽回と汚名返上のため、微力ながら汗を流して参ります。

～ とくしげ政時 後援会入会の御案内 ～

■ 後援会規約

1. この会は「とくしげ政時後援会」と称します。
2. この会は、とくしげ政時の政治活動を支援し、合わせて、会員相互の親睦と協力を促進することを目的とします。
3. この会は目的達成のため、研修会・後援会・出版物の発行などの活動を行います。
4. この会に必要な経費は、会費・寄付金などの収入によってまかさないです。

■ 連絡先

〒723-0064 三原市西宮一丁目 15 番 7 号
 電話番号：0848-62-5804 (ファックス兼)